

順天堂大学と文京区との相互協力に関する協定

順天堂大学を甲とし、文京区を乙として、甲乙両当事者は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が学術研究の発展及び施策の充実のため協力し、もって人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力事項)

第2条 前条に基づく相互協力の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 学術研究の成果、情報及び人材の提供
- (2) 施設の利用
- (3) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要と認めたこと

2 前項に基づく相互協力の内容は、別途実施細目により定めるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙何れからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成17年4月22日

甲 東京都文京区本郷二丁目1番1号
学校法人順天堂 理事長
順天堂大学 学長

小川秀興
煙山力

乙 東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区 区長

順天堂大学と文京区との相互協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、順天堂大学と文京区との相互協力に関する協定（平成17年4月22日。以下「協定」という。）第2条第2項の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(育児・保育分野での連携)

第2条 順天堂大学（以下「甲」という。）は、文京区（以下「乙」という。）の保育施策、母子教育、父母等への育児支援施策において連携を行う。

(学習活動支援事業の実施)

第3条 甲は、乙に対し、大学生又は大学院生をスポーツ等における学習指導補助員等として派遣し、学習支援活動を行う。

2 派遣回数、謝礼等、前項に基づく実施の内容については、別途協議する。

(健康増進施策への協力)

第4条 甲は、乙に対し、教員、大学生又は大学院生を派遣し、区民の医療、健康、保健衛生に関するコンサルテーション事業を実施する。

2 甲は、乙に対し、教員、大学生、又は大学院生を派遣し、高齢者等の健康増進、介護予防のための各種の事業や講習会等を支援する。

(学術研究の成果の発表)

第5条 乙は、甲の学術研究の成果を発表する場及び機会の提供に努めるとともに、必要に応じて後援等を行う。

2 甲は、その学術研究の成果を、学校教育、生涯学習、公衆衛生等の乙の施策の充実に生かすことに協力する。

(施設の利用)

第6条 甲及び乙は、学術研究の発展及び施策の充実のために、それぞれ保有する施設について、その利用を可能な限り承認する。

2 施設の利用期間、使用料等前項に基づく利用の方法については、別途協議する。

(その他の協力内容)

第7条 協定第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、相互協力が可能な事項等について積極的に検討する。

2 甲及び乙が必要と認めた相互協力の内容については、その都度必要な協議を行い、定めるものとする。